

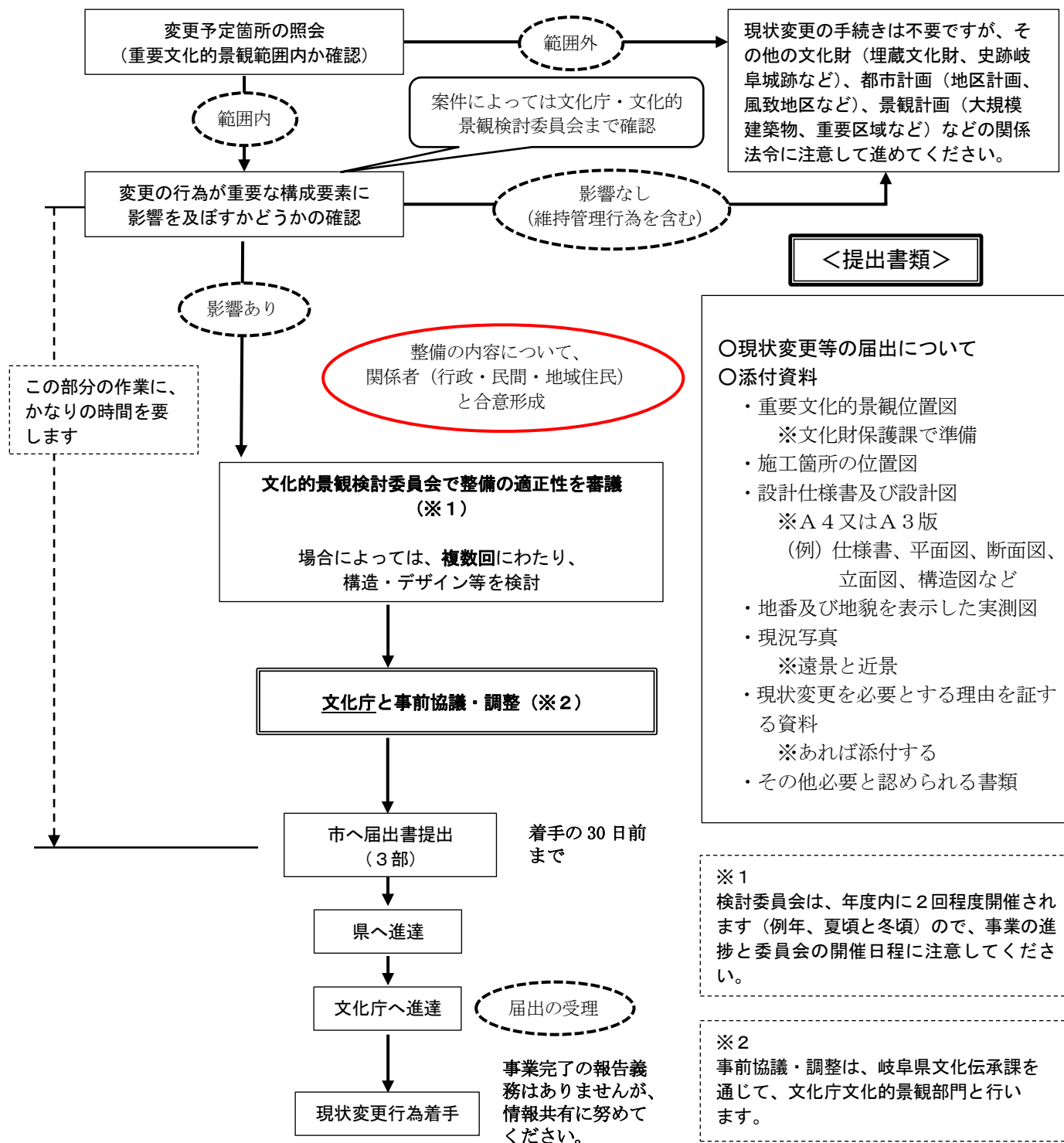
重要文化的景観における現状変更等フロー

○重要文化的景観の現状変更や保存に影響を及ぼす行為をする場合は、行為の 30 日前までに文化庁長官に届け出る必要があります（文化財保護法第 139 条）。

※現状変更等の届出が必要となる対象は「文化的景観保存計画書」で位置づける「重要な構成要素」です。

※現状変更等においては、事前協議に時間を要しますので、計画段階で文化財保護課に相談して下さい。

<手続きの流れ>



○重要文化的景観の現状変更等の手続きが必要ない場合であっても、史跡や埋蔵文化財包蔵地（遺跡）など、他の文化財の手続きが必要になることがありますので文化財保護課にご相談ください。

担当：岐阜市ぎふ魅力づくり推進部
文化財保護課 文化財係
電話：058-214-7157（直通）